

高速バス等の運行需要調査業務の執行方法について（案）

1 見積もりを依頼する事業者の選定

見積もりを依頼する事業者は、以下の要件を満たす事業者とする。

- （１）鴨川市の「入札参加資格者名簿」に登録されている事業者
- （２）業種（大分類）において、「調査・計画」を第１希望として登録し、かつ、業種（中分類）において、「交通関係調査」に登録している事業者
- （３）関東圏において公共交通に関する調査等の業務を受託した実績を２件以上有する事業者（契約実績情報及び鴨川市における実績）
- （４）業務を安定的に運営することができる規模（技術者数 50 人以上）を有している事業者

2 契約先の決定方法

- （１）上記１により選定した事業者に業務仕様書を提示し、見積書を徴収する。
- （２）見積もり合わせにより、別途、会長が設定する予定価格と見積額を比較し、予定価格の範囲以内であれば、最低見積価格を提示した事業者との間で、当該業務に係る業務委託契約を締結する。

3 契約締結後について

速やかに当該業務に着手することとし、本協議会の会議においては、契約結果を報告するとともに、業務上に位置付けた各種調査等の結果に基づき、運行ルート、運行サービス等の運行計画に係る必要な協議を行うこととする。